

これが「企業の労働110番」です



名北労働基準協会専門員

社会保険労務士

河村 亜実

会社と従業員の健康保険・厚生年金保険加入

「はい、こちら企業の労働110番です」
電話は、IT関係の仕事をしている個人事業主の社長さんからでした。

「実は、今度会社を法人化するるので、社名を変更するこ

恐らく多くの皆さんが、従業員のいない会社だから特に労務上（労働保険・社会保険）の手続きは必要ないとお考えではないでしょうか。

答えは「会社として健康保険・厚生年金保険への加入手

続き、そして社長さんご自身の健康保険・厚生年金保険への加入手続き」が必ずです。健康保険・厚生年金保険（以後「社会保険」という）の加入要件を今一度確認しておきましょう。

まず大原則として、会社が社会保険に加入していな

いと、そこに勤めている従業員さんは社会保険に加入することができません。そこで、まずは会社として社会保険に加入する手続きが必要となりますが、どんな会社でも社会保険に入らなければいけ

ない訳ではありません。社会保険に必ず加入しなければならぬ強制適用事業所について、確認しましょう。

強制適用事業所とは、

- ①常時5人以上の従業員を使用する適用業種（農林水産業、サービス・自由業、法務業、宗教業を除く16業種）の個人事業所



②常時1名以上（社長も含まれる）を使用する法人事業所のいずれかに該当する事業所を指します。つまり、今回ご連絡をもらったIT企業さんもそうですが、法人化することにより後者②に該当し、従業員を一人も雇っていないと、社長自身は法人に使用

されているという概念に伴い、社会保険に加入しなければならぬ事業所となります。『法人化し社会保険の加入』とお考え頂いても構いません。まずは、会社として社会保険に加入する手続きを行います。

次に、社長さんを含め従業員さんの加入の手続きが必要となります。（但し、

個人事業主の社長さんは加入することが出来ません）従業員さんの加入・非加入の判断は、本人の年収等によるものではなく、その従業員さんの働き方（労働時間・労働日数）によって判断します。フルタイムで働いている従業員さんは強制的に加入が必要となりますが、よく勘違いされるのが、「年収130万円未満だから社会保険に自ら加入しなくても良い」という判断です。

まずは、その事業所の正社員と比べ、①1週間の所定労働時間の4分の3以上の労働時間か、②1カ月の労働日数の4分の3以上の労働日数

か、の2点で社会保険への加入・非加入を判断します。

また、常時501人以上の企業ですと、この4分の3未満の短時間労働者を対象とした社会保険加入の枠もあり、ここには本人の収入も絡んできますが、原則この短時間労働者の社会保険加入とは別ものとしてお考えください。

実は、このような社会保険加入の手続き（もちろん労働保険も）は複雑で添付書類も多く、ちよつとしたコツが必要となつてきます。そこで、当協会の関連団体「社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティング」では、多くの社会保険労務士と連携を取り、社会保険の事務委託を行っています。社会保険の加入等についてお気軽にご相談ください。ご相談は、『企業の労働110番』（☎052-961-7110）まで

イラスト・森沢康代

（愛知労務管理コンサルティングでは、活動趣旨に賛同し、ご協力頂ける社会保険労務士の先生を募集しています）

とになりました。うちはまだ従業員はいないけど、今後のためにね」との報告を受けました。

さて、この会社の社長さん、労務上（労働保険・社会保険）行うべきことは何でしょう。